

令和8年度大潟村物価高騰重点支援給付金のご案内

令和8年度個人住民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯・ひとり親世帯を対象に給付金を支給します。さらに対象世帯のうち18歳以下の児童を扶養している世帯にこども加算給付を支給します。

■ 次のいずれかに該当する世帯は対象外になります。

- ・住民税が未申告の方がいる世帯（18歳以下の児童は除く）
- ・令和8年1月2日以降に国外から初転入した方がいる世帯
- ・他の自治体で同趣旨の給付金を受給した世帯
- ・生活実態が課税世帯と事実上同居と認められる世帯

住民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯・ひとり親世帯給付

（対象者）

- ・令和8年7月1日時点で大潟村に住民登録があり、令和8年度の住民税非課税者若しくは均等割りのみ課税者で構成される世帯
- ・ひとり親世帯

1世帯あたり5万円

こども加算給付

（対象者）

非課税世帯給付の対象となる世帯のうち、18歳以下の児童（平成20年4月2日以降生まれ）がいる世帯

児童1人あたり2万円

（世帯主に対象児童分を合算して支給します）

支給までの流れ



「支給についてのお知らせ」

が届いた方は手続き不要です。
※支給口座を変更される方は届出が必要。

令和8年7月1日時点で大潟村に住民登録されている対象世帯にお知らせを送付しますので、内容をご確認ください。

※支給口座を変更したい場合は同封の届出書を9月18日（金）までに返送してください。

口座情報の登録が必要な方は「大潟村物価高騰重点支援給付金支給要件確認書」の提出が必要です。

令和8年7月1日時点で大潟村に住民登録されている対象世帯のうち、支給口座の届出が必要な世帯には確認書を送付しますので、内容をご確認のうえ期限までに返送してください。

提出期限：令和8年12月11日（金）

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和8年度住民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯・ひとり親世帯

世帯の全ての方が、令和8年1月1日以前から大潟村にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、大潟村から給付内容や支給口座が書かれたお知らせが届きます。（口座情報が把握できていない世帯には、確認書が届きます。）
- 内容をご確認ください。原則として手続きは不要ですが、支給口座の変更を希望される場合や確認書が届いた場合は届出が必要です

世帯の中に、令和8年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 村で課税情報を確認できないため、令和8年1月1日時点で住民登録されていた自治体が発行する、令和8年度の課税状況のわかる証明書（**世帯全員分**）を添付し、申請書に必要事項を記入して、世帯主の本人確認書類の写しや振込口座がわかる書類の写しとともに役場福祉保健課にご提出ください。
- ※申請書は村HPからダウンロードしていただくか村福祉保健課に備え付けています。



II こども加算給付

上記 I の給付対象世帯で、18歳以下の児童がいる世帯には加算給付を行います。

- 対象となる世帯には、給付金額等に加えて対象児童を明記した、お知らせ・確認書が届きます。
- 対象児童は平成20年4月2日以降生まれの児童1人につき2万円を加算します。



住民税非課税世帯等に対する給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



○市町村や道府県・国等から「現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること」「受給にあたり、手数料の振込を求めること」「メールを送り、URLを開いて申請手続きを求めること」はありません。

○自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

お問い合わせ

大潟村役場 福祉保健課 福祉班



「令和8年度大潟村物価高騰重点支援給付金」事業担当

0185-45-2114 受付時間 平日8:30~17:15